



65歳以上の方の 介護保険料

令和3年度～令和5年度(2021年度～2023年度)

所得段階	対象となる方	保険料の調整率	保険料(年額)	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護受給者の方 ●老齢福祉年金^{※1}受給者で世帯全員が市県民税非課税の方 ●世帯全員が市県民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 	基準額 × 0.25	18,500円	
第2段階	世帯全員が市県民税非課税	前年の課税年金収入額 ^{※2} と合計所得金額の合計が120万円以下の方	基準額 × 0.40	29,600円
第3段階		前年の課税年金収入額と合計所得金額 ^{※3} の合計が120万円を超える方	基準額 × 0.65	48,100円
第4段階	世帯の誰かに市県民税が課税されているが、本人は市県民税非課税	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.90	66,600円
第5段階		前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額	74,000円
第6段階	本人が市県民税課税	合計所得金額が125万円未満の方	基準額 × 1.20	88,800円
第7段階		合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	基準額 × 1.25	92,500円
第8段階		合計所得金額が190万円以上250万円未満の方	基準額 × 1.55	114,700円
第9段階		合計所得金額が250万円以上290万円未満の方	基準額 × 1.85	136,900円
第10段階		合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	基準額 × 1.90	140,600円
第11段階		合計所得金額が400万円以上700万円未満の方	基準額 × 1.95	144,300円
第12段階	合計所得金額が700万円以上の方	基準額 × 2.00	148,000円	

※1 老齢福祉年金

明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たした方が受けている年金です。

※2 課税年金収入額

国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額のことです。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等は含まれません。

※3 合計所得金額

収入から必要経費相当額を控除した金額です。平成30年度(2018年度)以降は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額(第1～5段階のみ)」を、令和3年度(2021年度)以降は、さらに「低未利用土地等の譲渡所得に係る特別控除額」と「給与所得の金額及び公的年金等に係る所得の金額の合計額から10万円」を控除した金額となります。